

千葉県議会議員補欠選挙の投票日

9月12日(日)午前7時~午後8時

問 選挙管理委員会 ☎332-8739

市川市より選出された千葉県議会議員6名のうち、2名が欠員となったため、補欠選挙が9月12日(日)に行われます。投票は午前7時から午後8時まで市内77カ所の投票所で、開票は午後9時15分から国府台市民体育館で行います。棄権することなく、必ず投票しましょう。

投票できる方

平成22年9月13日以前生まれの日本国民で、平成22年6月2日までに市川市へ転入手続きをし、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方。

転出した方

①市外へ転出:投票日前に千葉県外へ転出した方は投票できません。
②県内へ転出:市川市を転出後に千葉県内の転出先市区町村の選挙人名簿に登録されなかった場合には、1回の住所移動に限り、従前の住所地(市川市)において投票できます。この場合には転出先市区町村の住民担当課もしくは市川市市民課で発行する「引き続き県内の区域に住所を有する旨の証明書」が必要となります。

転居した方

平成22年8月16日までに転居届をした方は、新住所地の投票所で、この日以降に転居届をした方は前住所地の投票所での投票になります。

投票所入場整理券は

8月31日(火)ごろに郵送予定

3連の圧着式はがきを開くと、家族6人分までの投票所入場整理券が印刷されています。投票の際には、自分の名前が記載されている整理券を切り離してお持ちください。この整理券は、皆さんに投票日や投票所などをお知らせし、投票所での事務を円滑に行うためのものです。投票用紙との引き換え券ではありません。紛失した場合や、郵便事情などで届かなかった場合でも、要件が満たされていれば投票

票ができます。当日または期日前投票所の職員にお申し出ください。

選挙公報を9月7日(火)ごろの朝刊に折り込み予定

候補者の氏名、略歴、政見などを掲載した選挙公報は、朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済・千葉日報の日報7紙への折り込みにより配布する予定です。

これらの新聞を購読されていない世帯で郵送を希望する場合は、住所氏名を市選挙管理委員会にご連絡ください。また、選挙公報は、次の場所にも備え置きますので、ご利用ください。

- 市役所 ●行徳支所 ●大柏出張所
- 各公民館 ●市内各駅の広報スタンド
- 各期日前投票所 など

当日に用事のある方は期日前投票

仕事やレジャー、買い物などの予定があり、投票日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。市内13カ所に設置される期日前投票所に入場整理券を持参し、簡単な書類に記入するだけで投票できます。

投票できる期間 9月4日(土)から9月11日(土)まで

期日前投票所	所在地	投票できる時間
市役所3階3-A会議室	八幡1-1-1	午前8時30分 午後8時
行徳支所2階多目的ホール	末広1-1-31	
大柏出張所1階第3研修室	南大野2-3-19	
ダイエー市川店11階エレベーター前	市川1-4-10	午前10時 午後8時
市川妙典サティ3番街2階	妙典5-3-1	
南行徳市民センター2階多目的室前ロビー	南行徳1-21-1	
いちかわ情報プラザ2階打ち合わせ室A	南八幡4-2-5	午前10時 午後6時
信篤公民館1階玄関ロビー	高谷1-8-1	
東部公民館1階談話室	本北方3-19-16	
西部公民館1階玄関ロビー	中国分2-13-8	
曾谷公民館2階ロビー	曾谷6-25-5	
中山清華園管理棟1階集会室	中山4-14-1	
生涯学習センター地下集会室	鬼高1-1-4	

不在者投票制度のご利用を

身体が不自由、病院などに入院中、遠隔地に滞在しているなどの理由で投票所に行けない方は、郵送などによる不在者投票制度が利用できる場合があります。申請方法など詳しくは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

体が不自由な方の場合

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1~2級の方
- ②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害が1~3級の方
- ③免疫、肝臓の障害が1~3級の方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ①両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症の方
- ②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症、第3項症の方

介護保険被保険者証をお持ちで要介護5の方

病院、施設などに入院または入所中の場合

都道府県選挙管理委員会が指定されている病院または施設でなければなりません。市選挙管理委員会または施設などの事務局にご確認ください。

遠隔地に滞在している場合

滞在地の市区町村選挙管理委員会または市選挙管理委員会にお尋ねください。

選挙情報と結果は市公式Webサイトで

選挙日当日、時間ごとの投票状況と開票状況をお知らせします。http://www.city.ichikawa.lg.jp/

子ども手当の手続きお忘れなく

児童手当から引き続き子ども手当を受けている方 ▶ 現況届を提出してください

該当者には、6月30日までに提出していただくよう「平成22年度子ども手当現況届」の用紙を郵送しています。提出がないと、10月支給(定期払い)予定分の子ども手当の支給ができません。期限は経過していますが、今からでも現況届は提出できますので、早急をお願いします。「現況届」の用紙が手元ない方はお問い合わせください。

子ども手当を申請されていない方 ▶ 今すぐ手続きを

次の①~③の方は、子ども手当受給のために認定請求書又は額改定認定請求書の提出が必要です。該当者には、手続きのご案内と請求書を郵送していますが、手元ない場合はお問い合わせください。

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育しており、①平成22年3月31日までに市外から転入された方②児童手当を受給していなかった方、および③児童手当を受給していた方で現在中学校2・3年生の子どもを養育している方
なお、経過措置として9月30日(木)までに申請された方は4月分まで遡って支給されますが、平成22年4月以降に転入または子どもが生まれた方は、原則、提出された翌月から手当の支給が始まりますので、ご注意ください。

問 市 子育て福祉課福祉手当担当